令和 7 年度　　委　託　仕　様　書

委託業務の名称	マンホール耐震化実施設計業務
業　務　場　所	上尾市西宮下三丁目地内外
路 河 川 名 称	
事　業　名	
委　託　大　要	

耐震実施設計　１式

変 更 理 由

備　　考

地　区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.00	機械経費（賃料）補正	1.00

単価適用年月	令和07年07月01日付 公共				
工　　期	当初	自		至	
		日数			
	変更			至	
経費適用年月	下水道委託 令和06年度				
工種	設計業務				
施工地域					

		当　初　金　額	変　更　金　額
設　　計	委　託　価　格		
	消費税相当額		
	合　　計		
請　　負	委　託　価　格		
	消費税相当額		
	合　　計		
	請負増減額		
週休２日区分			

上尾市

マンホール耐震化実施設計業務

位置図

マンホール耐震化実施設計業務

位置図

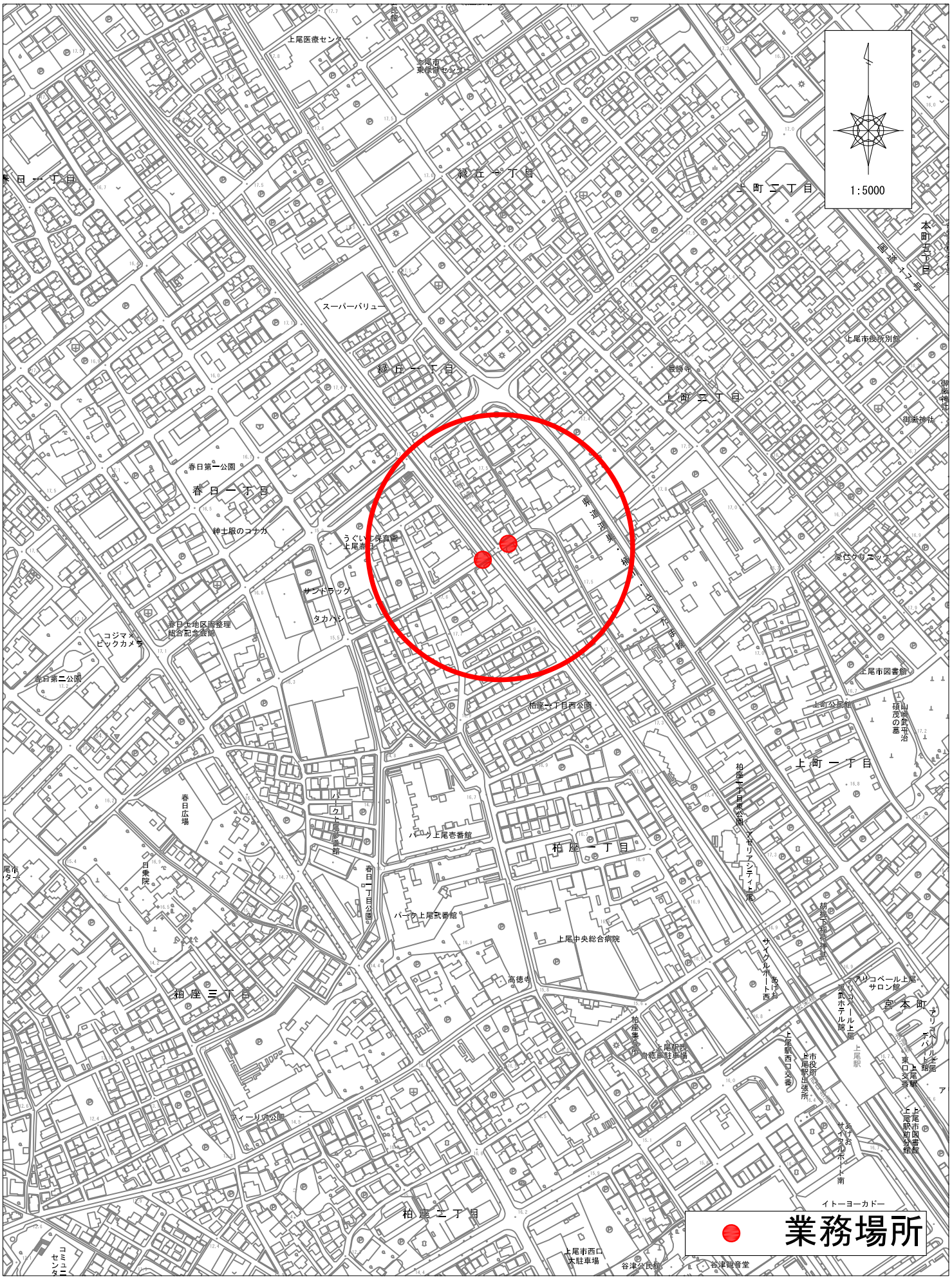

マンホール耐震化実施設計業務

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
設計業務01	1	式			
直接原価	1	式			
直接原価(積上)	1	式			
調査	1	式			C 1 号
構造計画	1	式			C 2 号
各種計算	1	式			C 3 号
耐震設計	1	式			C 4 号
施工方法の比較検討	1	式			C 5 号
設計図作成	1	式			C 6 号
数量計算書	1	式			C 7 号
積算	1	式			C 8 号
照査	1	式			C 9 号
報告書作成	1	式			C 10 号
設計協議	1	式			C 11 号

上尾市

マンホール耐震化実施設計業務

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
直接経費	1	式			
旅費交通費	1	式			
旅費交通費	1	式			
直接原価計	1	式			
その他原価	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
設計業務価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

上尾市

第　1 号 C代価　　調査

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
資料収集	1	式			D　1 号
現地踏査	1	式			D　2 号
地下埋設物調査	1	式			D　3 号
現地作業	1	式			D　4 号
計					
単位当たり					

第　2 号 C代価　　構造計画

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
構造計画	1	式			D　5 号
計					
単位当たり					

第　3 号 C代価　　各種計算

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
各種計算	1	式			D　6 号
計					
単位当たり					

第　4 号 C代価　　耐震設計

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
調査	1	式			D　7 号
条件設定	1	式			D　8 号
耐震計算	1	式			D　9 号
照査	1	式			D　10 号
計					
単位当たり					

第　5 号 C代価　　施工方法の比較検討

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
施工方法の比較検討	1	式			D 11 号
計					
単位当たり					

第　6 号 C代価　　設計図作成

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　7 号 C代価　　数量計算書

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

上尾市

第　8 号 C代価　　積算

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　9 号 C代価　　照査

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
理事・技師長		人			
主任技師		人			
計					
単位当たり					

第　10 号　C代価　　報告書作成

1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第 11 号 C代価　　設計協議

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
第1回打合せ	1	回			代 1 号
中間打合せ 官公庁等の打合せ含む	4	回			代 2 号
最終打合せ	1	回			代 3 号
計					
単位当たり					

上尾市

第　1 号 D代価　　資料収集

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　2 号 D代価　　現地踏査

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第　3 号 D代価　　地下埋設物調査

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　4 号 D代価　　現地作業

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　5 号 D代価　　構造計画

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第　6 号 D代価　　各種計算

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　7 号 D代価　　調査

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第　8 号 D代価　　条件設定

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
計					
単位当たり					

第　9 号 D代価　　耐震計算

1　式 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
技師（B）		人			
技師（C）		人			
計					
単位当たり					

第　10 号　D代価　　照査

1　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
計					
単位当たり					

第　11 号　D代価　　施工方法の比較検討

1　　式 当り

名　称・規　格	数　量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
理事・技師長		人			
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
技師（C）		人			
技術員		人			
計					
単位当たり					

第　1 号 代価表

第1回打合せ

1　　回 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
計					
単位当たり					

第　2 号 代価表

中間打合せ 官公庁等の打合せ含む

1　回 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
技師（B）		人			
計					
単位当たり					

第　3 号 代価表

最終打合せ

1　回 当り

名　称・規　格	数 量	単位	単　価	金　額	明細単価番号 基　準
主任技師		人			
技師（A）		人			
計					
単位当たり					

諸 経 費 設 定 情 報

名　　称	値
＜設計業務＞	
【工区名称：設計業務01】	
[工種]	設計業務
[一般管理費等]	
割合･係数指定	標準値で計算する
業務価格端数調整	千円止め
[その他原価]	
割合･係数指定	標準値で計算する
[電子成果品作成費]	
計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

マンホール耐震化実施設計業務

特記仕様書

第１章　総　則

1.　業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、令和 5・6 年度に実施した耐震診断調査業務で耐震不足と診断されたマンホールにおいて、耐震性能を満足する工法を比較検討したうえで最適な工法を選定し、耐震化工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的としている。

2.　仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

3.　費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

4.　法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

5.　中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

6.　秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

7.　公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することの無いように努めなければならない。

8.　許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

9.　提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って発注者の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届　（ロ）工程表　（ハ）管理技術者届　（二）職務分担表

（ホ）完了届　（ヘ）納品書　（ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

10.　管理技術者及び照査技術者

（１）受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとと

もに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。

（２）管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）若しくは、上下水道部門（下水道））の資格を有するものとし、管理技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。また、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。照査技術者は、成果物の内容の技術上の照査を行わなければならない。

（３）受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

11.　工程管理

受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

12.　成果品の審査及び納品

（１）受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。

（２）成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

（３）業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

（４）業務完了後において、契約不適合が発見された場合、受注者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

13.　関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

14.　証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

15.　疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めない事項は、発注者と受注者の協議の上、これを定める。

第 2 章　調査

1.　資料の収集

本業務上必要な資料、地下埋設物及びその他支障物件（電柱、架空線等）については関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

また、上位計画資料、その他関連計画の資料、耐震診断調査結果、流量計算書、下水道台帳、竣工図、土地調査資料、地盤情報等の検討に必要な資料を収集しなければならない。

2.　現地踏査

設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区・処理分区界、道路状況、水路状況、支障物件等、現地を十分に把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

3.　地下埋設物調査

設計対象区域内の水道、下水道、ガス、電気、電話、電線共同溝等の地下埋設物の種類、位置、計上、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

4.　現地作業

管・マンホール調査、測距、高さの測定、横断の測定等を実施しなければならない。

第３章　設計一般

1.　打合せ

（１）業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、連絡事項はそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（２）業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、発注者と受注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

2.　設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第８章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者との協議の上、定めるものとする。

3.　設計上の疑義

設計上の疑義が生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

4.　設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

5.　事業計画図書の確認

受注者は、第 2 章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画書の確認をしなければならない。

6.　参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、既設管資料及び耐震診断調査資料等を所定の手続きによって貸与する。

7.　参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献および資料名を明記しなければならない。

第４章　設計細則

各設計にあたっては、発注者と十分打合せの上、設計方針等を確認して行わなければならない。

1.　構造計画

調査・収集した資料等に基づき、マンホール耐震化対策について布設替えやマンホール更生工法等の補強方法の最適な計画方針を立案しなければならない。。

2.　各種計算

耐震化対策後のマンホール構造計算（常時)、仮設・補助工法等の計算を行なわなければならない。

3.　耐震設計

（１）調査

耐震設計に必要な資料の収集、特性を把握し調査しなければならない。

（２）条件設定

地盤条件（基盤面、地震動レベル)、管きょ条件を設定しなければならない。

（３）耐震計算

レベル 1、レベル 2 地震動に対し、応答変位法により補強対策後のマンホールの耐震計算を行わなければならない。

（４）照査

耐震設計に対する照査を行わなければならない。

4.　施工方法の比較検討

耐震補強対策工法について比較検討し、最適工法を選定しなければならない。

5.　設計図作成

位置図、系統図、平面図、構造図等を作成しなければならない。

6.　数量計算書

工事設計に関わる数量計算書を作成しなければならない。

7.　積算

工事費積算及び根拠資料整理等を作成しなければならない。

8.　報告書作成

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第５章　照査

1.　照査の目的

受注者は業務を施工する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2.　照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3.　照査の事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

（１）基本事項の確認内容について

（２）比較検討の方法及びその内容について

（３）設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について

（４）計算書（構造計算書、数量算書、耐震設計計算書、積算書等）について

（５）計算書・積算書・設計図の整合性について

第 6 章　提出図書

1.　提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼きとする。また、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当っては、その編集方法についてあらかじめ、発注者と協議すること。

（１）報告書	A4 判	２部
（２）報告書の概要版	A4 判	２部
（３）打合せ議事録	A4 判	２部
（４）その他参考資料	一式	
（５）上記図書の電子成果品	CD-R または DVD―R	一式

第 7 章　その他

1.　概算工事費の算出期限

工事概算設計額は、令和 7 年 12 月下旬までに算出し、発注者へ提示すること。
単価の算出にあたっては、埼玉県単価表（最新版）および関連刊行物（最新版）等を使用すること。なお、埼玉県単価表が更新された場合には、発注者の指示に基づき対応するものとする。

2.　設計内容等の変更について

検討結果により現実的なマンホール耐震化の方法が見つからない場合は、設計内容等の変更について発注者と協議するものとする。

第８章　参考図書

1.　参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

（１）　発注者の土木工書一般仕様書
（２）　発注者の建築工事一般仕様書
（３）　日本工業規格（JIS）
（４）　日本下水道協会規格（JSWAS）
（５）　下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
（６）　下水道維持管理指針（日本下水道協会）
（７）　小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
（８）　下水道管路施設設計の手引き（日本下水道協会）
（９）　下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
（１０）下水道施設耐震計算例－管路施設編－（日本下水道協会）
（１１）下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
（１２）下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
（１３）管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
（１４）下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
（１５）水理公式集（土木学会）
（１６）コンクリート標準示方書（土木学会）
（１７）トンネル標準示方書（シールド工法編）・同解説（土木学会）
（１８）トンネル標準示方書（山岳工法編）・同解説（土木学会）
（１９）トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
（２０）道路技術基準通達集（国土交通省）
（２１）道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
（２２）道路土工－仮設構造物工指針（日本道路協会）
（２３）道路土工－擁壁工指針（日本道路協会）
（２４）道路土工－カルバート工指針（日本道路協会）
（２５）共同溝設計指針（日本道路協会）
（２６）道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
（２７）水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
（２８）改定新盤建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
（２９）港湾の施設の技術上の基準・同解説（日本港湾協会）
（３０）下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル
　　（日本下水道事業団）
（３１）その他関連する基準書・規格

位置図

1:5000
No. 19
No. 20
No. 43
No. 18
上尾郵便局
谷津一丁目
愛宕一丁目
愛宕町変電所
愛宕公民館
愛宕神社
愛宕公園
こどもの家
プラムハウス
みやした幼稚園
西宮下一丁目
西宮下四丁目
石川製作所
上尾運輸
上尾センター
西宮下二丁目
ふれあいの森２０００
西宮下三丁目
天神信金
天神社
上尾ハウス
西宮下第３公園
公園
西宮下二丁目自治会館
上尾中学校
愛宕三丁目
JR高崎線
県道 浦和・鴻巣・熊谷・さいたま線
テニスコート

位置図

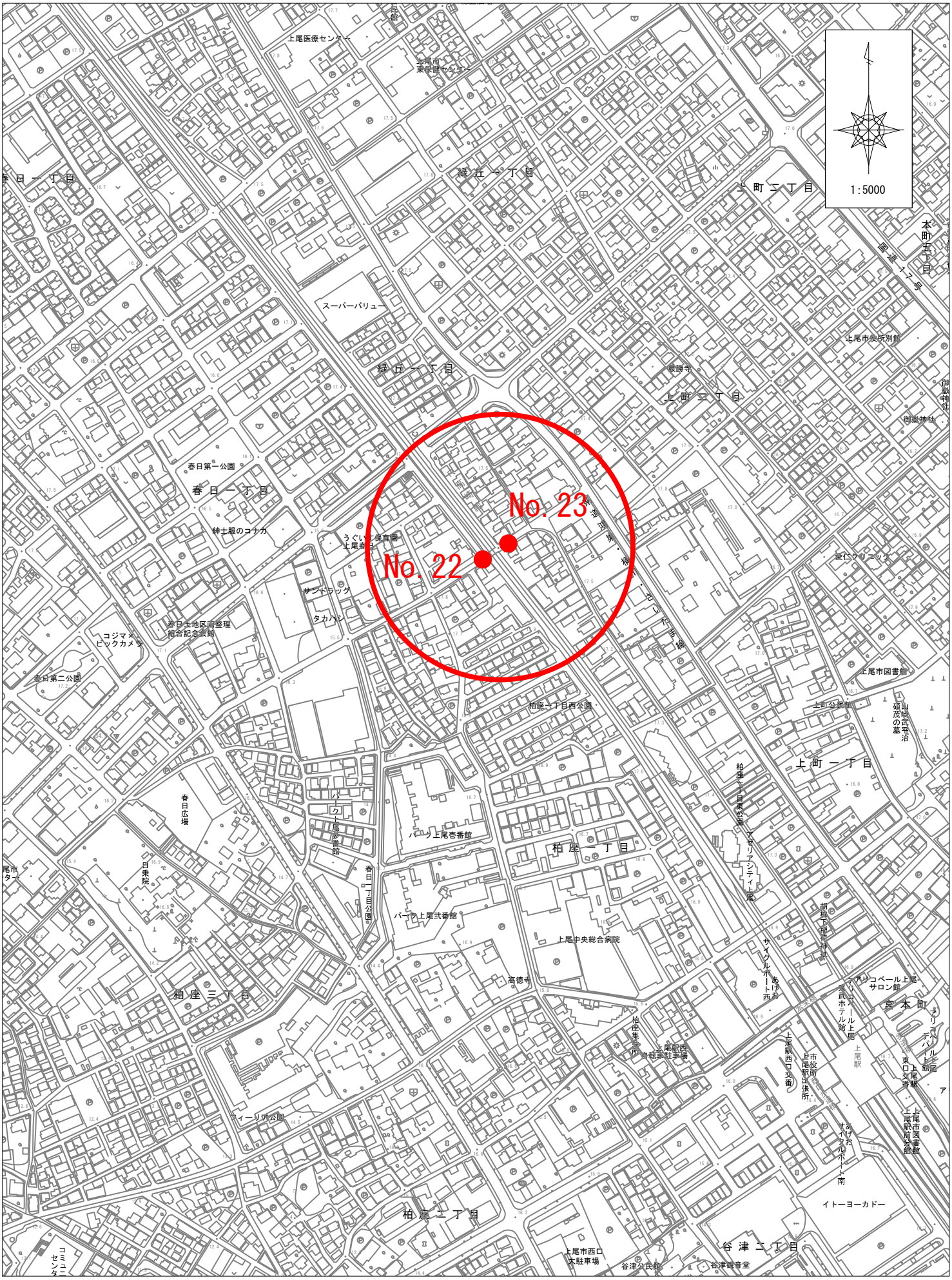
1:5000
No. 22
No. 23
上尾医療センター
上尾南東保健センター
緑丘一丁目
上町二丁目
本町五丁目
スーパーバリュー
上尾市役所別館
上町三丁目
春日第一公園
春日一丁目
紳士服のコナカ
うぐいす保育園
上尾寄宿舎
サンドラッグ
タカハシ
春日土地区画整理
組合記念会館
コジマ×
ビックカメラ
春日第二公園
上尾市図書館
柏座二丁目西公園
上町公民館
上町一丁目
春日広場
パーク上尾壱番館
柏座一丁目
パーク上尾弐番館
上尾中央総合病院
高徳寺
柏座三丁目
ウィーリア公園
柏座二丁目
上尾市西口
大駐車場
谷津公民館
谷津観音堂
谷津二丁目
宮本町
上尾駅
イトーヨーカドー

路線番号	マンホールNo.	マンホール形状	平面形状	人孔深 (m)	鉄筋の有無	備考
1	43	特殊マンホール	□120cm×210cm	4.82	側壁が無筋	JR横断前後のマンホール
	18	特殊マンホール	□120cm×210cm	4.97	側壁が無筋	
2	19	特殊マンホール	□210cm×210cm	3.91	側壁が無筋	JR横断前後のマンホール
	20	特殊マンホール	□210cm×210cm	3.76	側壁が無筋	
3	23	特殊マンホール	□180cm×180cm	4.12	側壁が無筋	JR横断前後のマンホール
	22	特殊マンホール	□180cm×180cm	4.22	側壁が無筋	

参考図

マンホール No.43

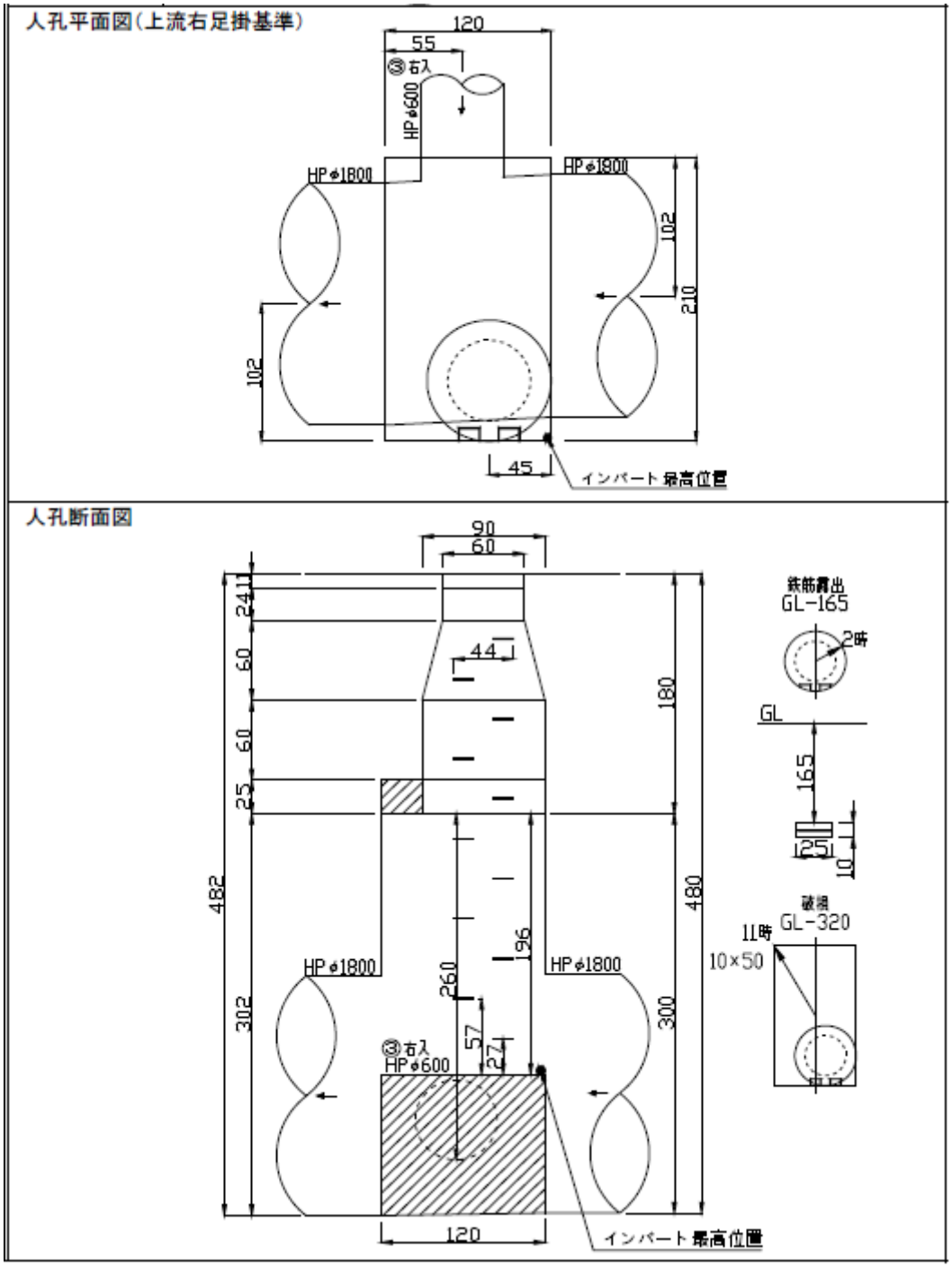

参考図

マンホール No.18

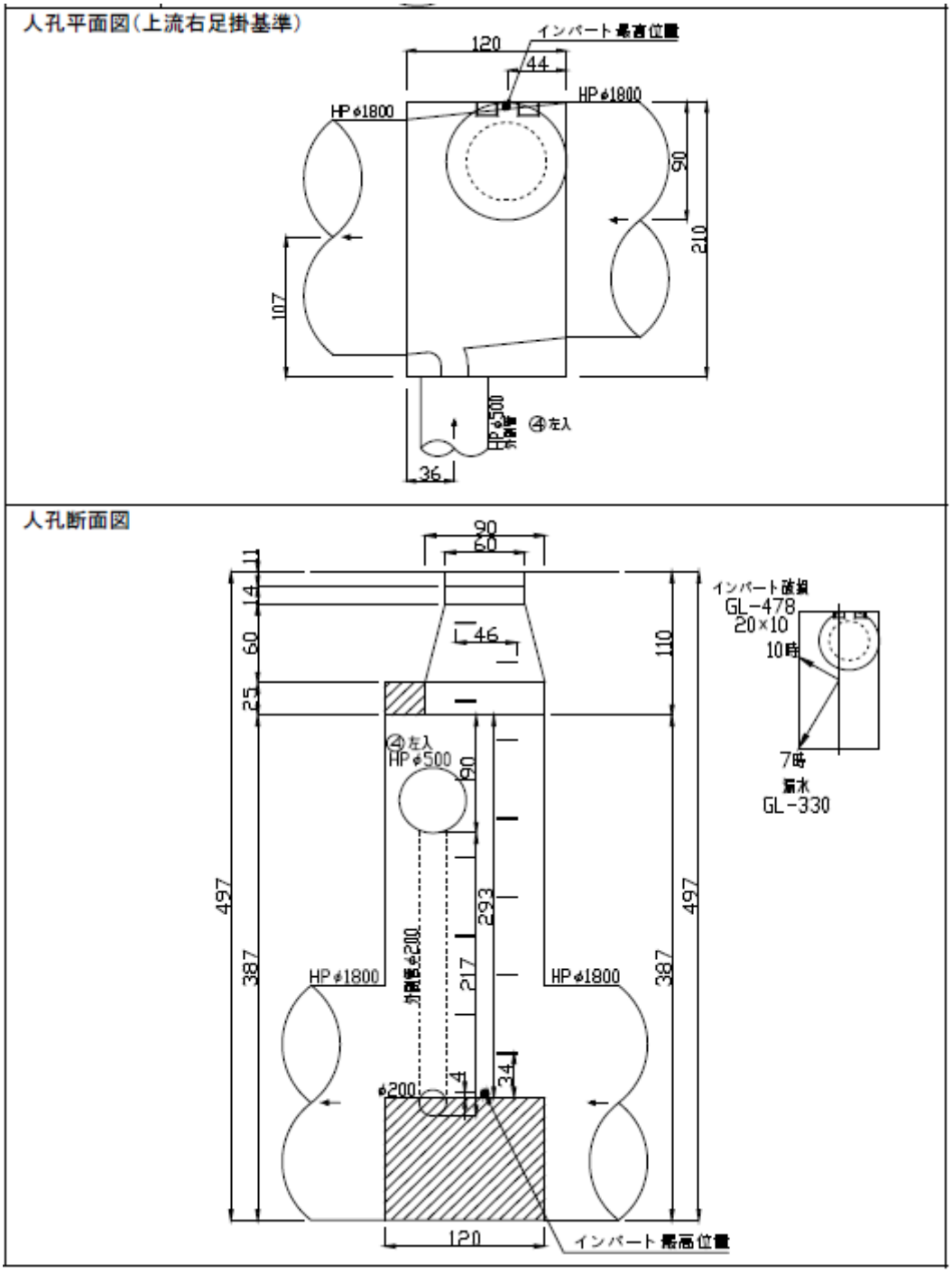

参考図

マンホール No. 19

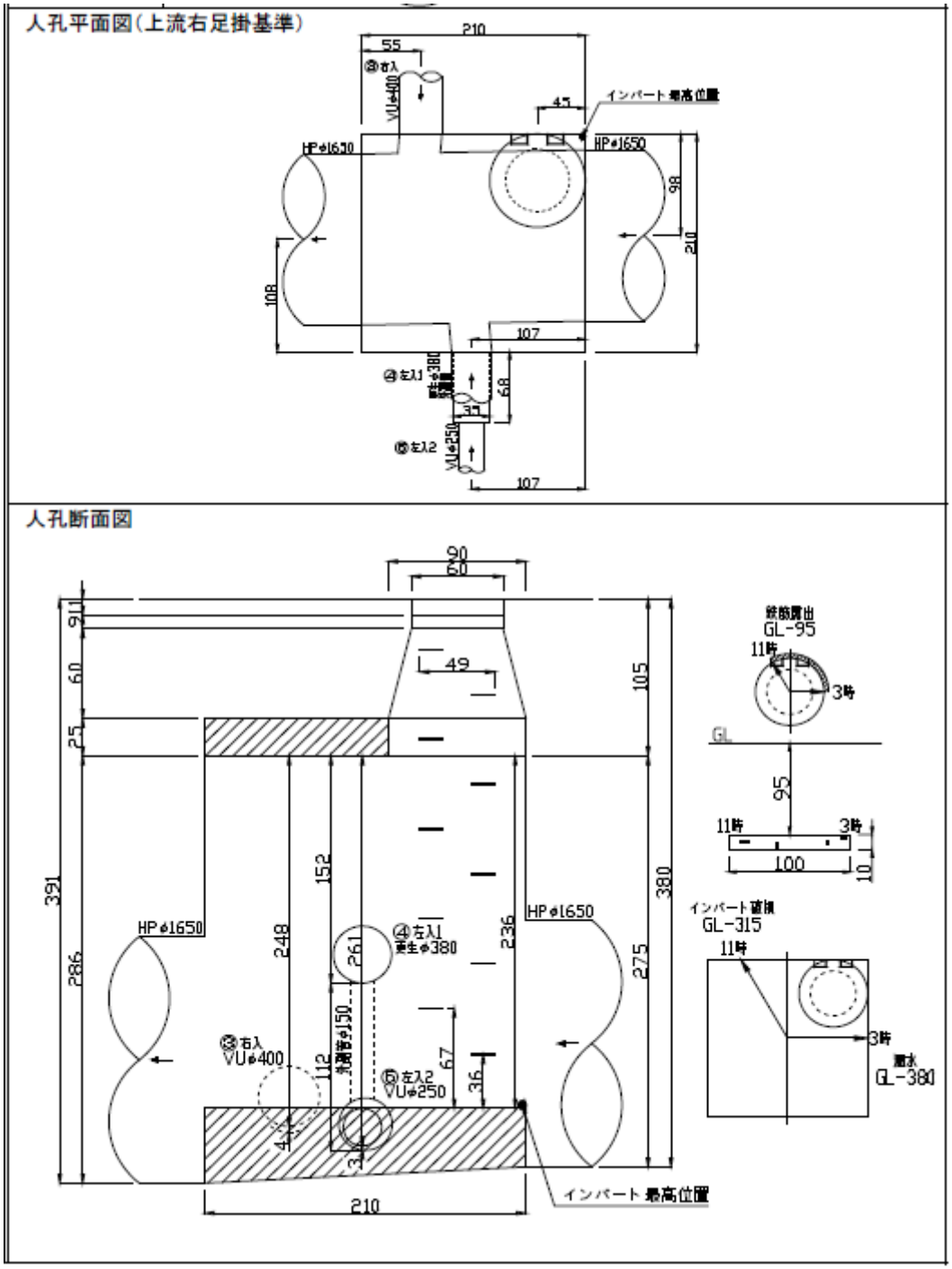

参考図

マンホール No. 20

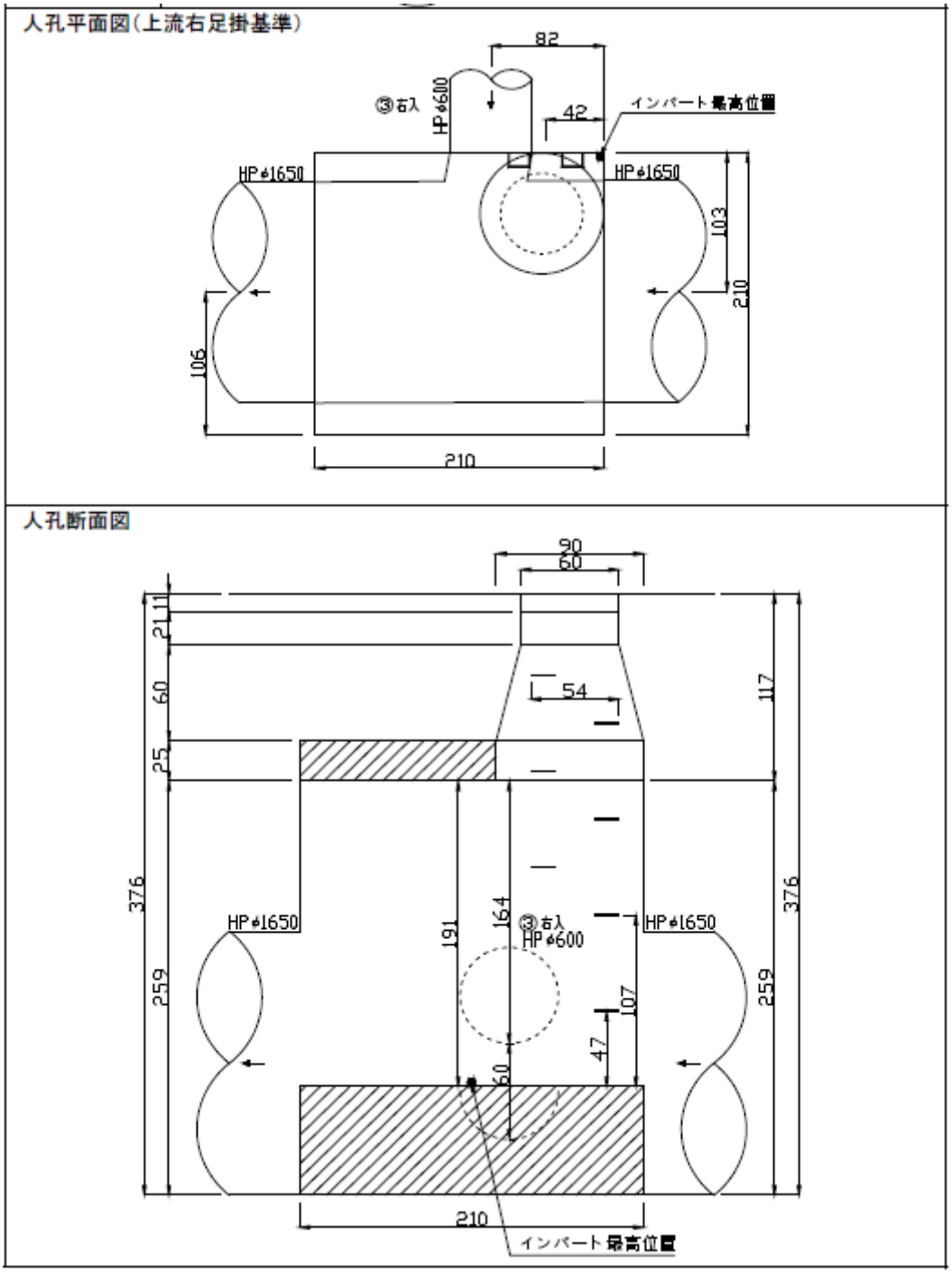

参考図

マンホール No. 23

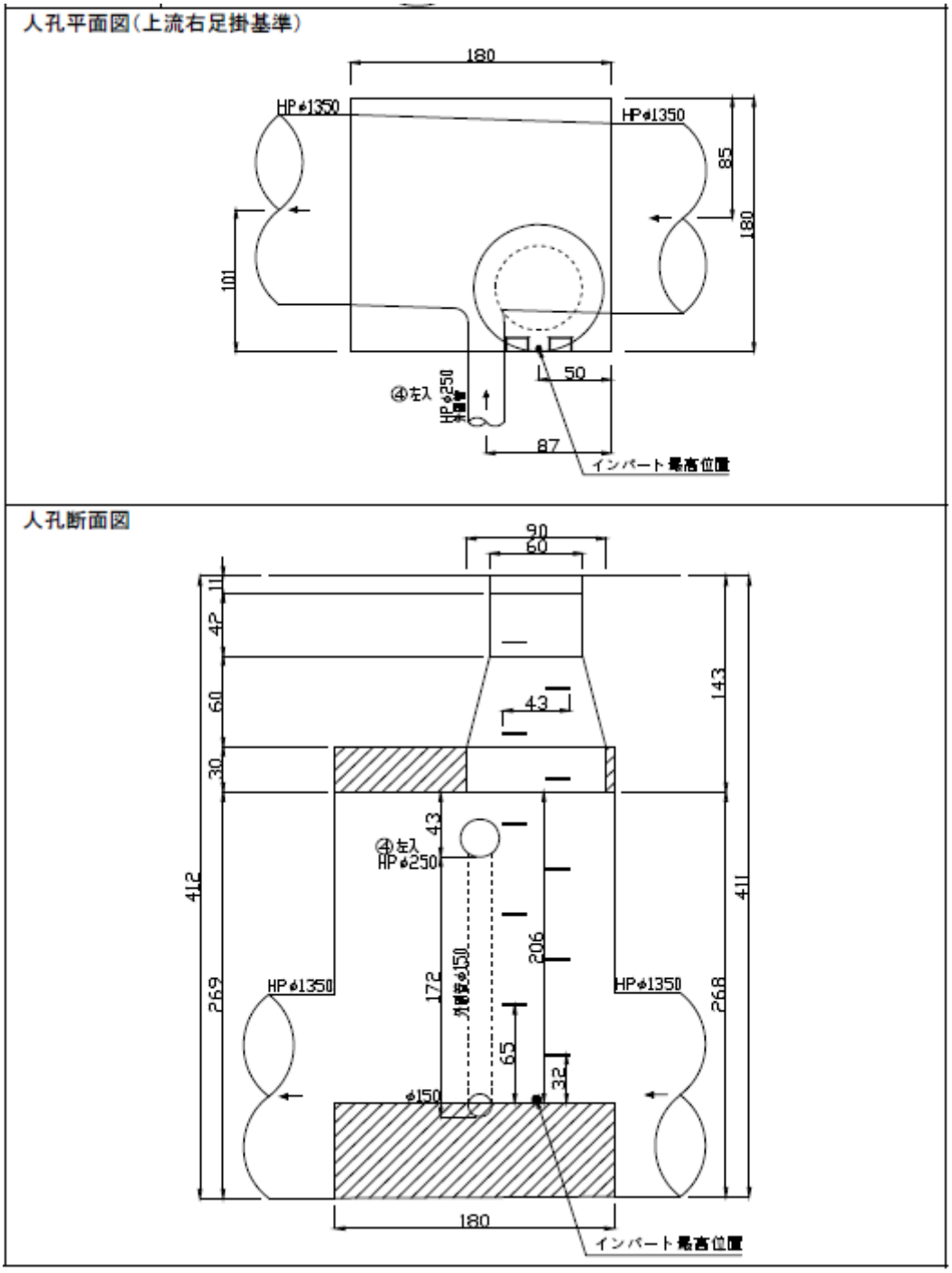

参考図

マンホール No.22

人孔平面図(上流右足掛基準)

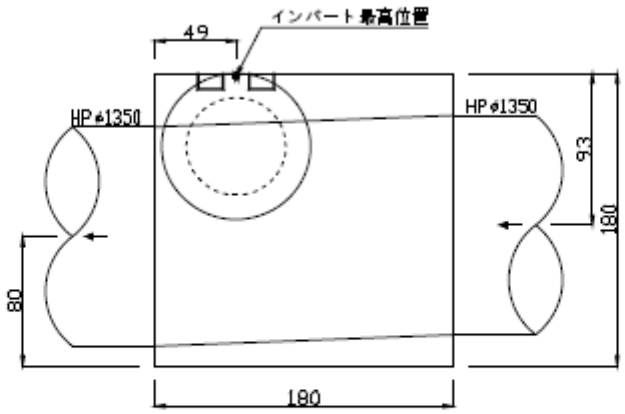
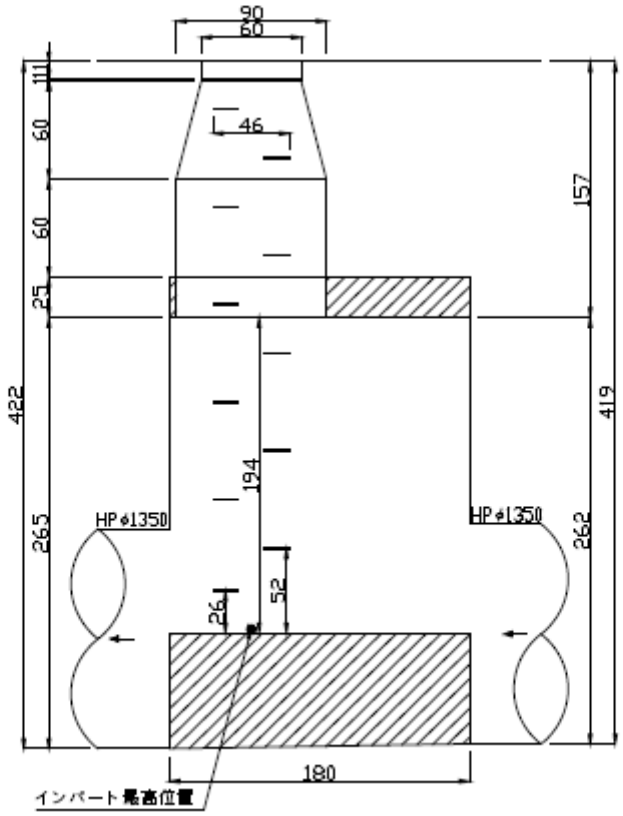
人孔断面図